

答申(個)第10号

平成21年(2009年)12月1日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成21年8月27日付け札手稲戸第185号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「異議申立人に係る住民票等証明請求(申出)書及び戸籍証明請求書(平成21年3月発行分)」の一部開示決定処分に対する異議申立て

諮問(個)第9号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った「異議申立人に係る住民票等証明請求(申出)書及び戸籍証明請求書(平成21年3月発行分)」の一部開示決定処分(以下「原決定」という。)は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成21年3月5日付けで札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「異議申立人に係る住民票等証明請求(申出)書及び戸籍証明請求書(平成21年3月発行分)」の開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 一部開示決定

本件請求に対し、諮問庁は、条例第16条第3号に該当することを理由として原決定を行い、平成21年3月17日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、平成21年4月13日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立てをした。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件請求に対して諮問庁が行った原決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

原決定は違法不当である。

非開示部分中の「請求(申出)者」は、住民票及び戸籍謄本を不正に取得したものであるから、次の理由により開示すべきである。

条例第16条第3号イに規定される「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため。

条例第18条に規定される「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」ため。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)は、

本件請求に対して非開示とされた次の情報である。

住民票等証明請求（申出）書

請求（申出）者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号、必要な方との関係、使用目的

戸籍証明請求書

請求者の住所、氏名（フリガナ）、必要な戸籍との関係、請求の目的

2 本件対象個人情報非開示とする理由について

本件対象個人情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、異議申立人以外の特定の個人を識別できることとなる情報を含む。）であり、条例第16条第3号に規定する非開示情報に該当する。

また、以下のとおり、開示することが必要な情報とは認められない。

条例第16条第3号イの該当性について

本件請求に至った、異議申立人に係る住民票及び戸籍謄本の交付請求については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に定める正当な理由に基づき請求されており、本件対象個人情報が開示されなければ、異議申立人の生命等に被害が発生するおそれがあるとまでは認められないものである。

よって、非開示とすることにより保護される異議申立人以外の特定の個人の権利利益よりも開示することによる人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るとは認められないため、条例第16条第3号イに該当しない。

条例第18条の該当性について

本来、異議申立人の権利利益である生命、健康、生活又は財産を保護するために個人に関する情報を開示することが必要であると認められる場合、条例第16条第3号イにより開示となるが、上記のとおり、本件対象個人情報は同号イに該当しないものである。また、異議申立人の生命、健康、生活又は財産以外の権利利益を保護するために開示することが必要であるとも認められない。

よって、個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があるとは認められず、条例第18条に該当しない。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して諮問庁が非開示とした次の情報であると認められる。

住民票等証明請求（申出）書

請求（申出）者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号、必要な方との関係、使用目的

戸籍証明請求書

請求者の住所、氏名（フリガナ）、必要な戸籍との関係、請求の目的

3 条例第16条第3号の該当性について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては、非開示とする趣旨の規定である。

本件対象個人情報は、住民票及び戸籍謄本を請求した、異議申立人以外の者の住所、氏名、使用目的等であり、開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

また、異議申立人は、本件対象個人情報が本号イに該当するとして開示を求めているが、原決定により開示された住民票等証明請求（申出）書及び戸籍証明請求書による住民票及び戸籍謄本の交付請求については、住民基本台帳法及び戸籍法に定める正当な身分及び請求目的により行われており、本件対象個人情報が開示されなければ、異議申立人の生命等に被害が発生するおそれがあるとまでは認められない。

よって、非開示とすることにより保護される異議申立人以外の特定の個人の権利利益よりも開示することによる人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るとは言えないため、本号イに該当するものとは認められない。

なお、本件対象個人情報は、開示されることを前提に当該異議申立人以外の個人から提供を受けたものではないため本号アには該当せず、また、本号ウに該当しないことは明らかである。

したがって、本件対象個人情報が本号に該当するとして非開示とした諮問庁の判断は妥当である。

4 条例第18条の該当性について

本条は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、実施機関の高度の行政的判断により開示することができる趣旨の規定である。

異議申立人の権利利益である生命、健康、生活又は財産を保護するため本件対象個人情報を開示することが必要であると認められる場合は、条例第16条第3号イにより開示されるべきものであるが、上記3 のとおり同号イに該当するものとは認められない。また、異議申立人の生命、健康、生活又は財産以外の権利利益を保護するために開示することが必要であるとも認められない。

よって、個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があるとは認められず、本件対象個人情報が本条に該当しないとした諮問庁の判断は妥当である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり

年 月 日	審 査 経 過
平成21年 8 月31日	諮問書及び諮問庁の個人情報一部開示理由説明書を受理
平成21年10月 5 日 (第78回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成21年10月16日 (第79回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成21年11月20日 (第80回審査会)	審議
平成21年12月 1 日	答申